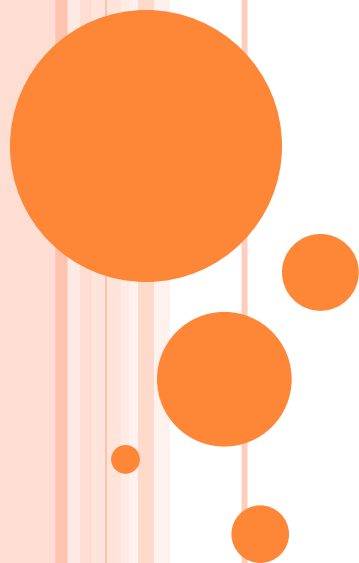


共同研究講座及び共同研究部門

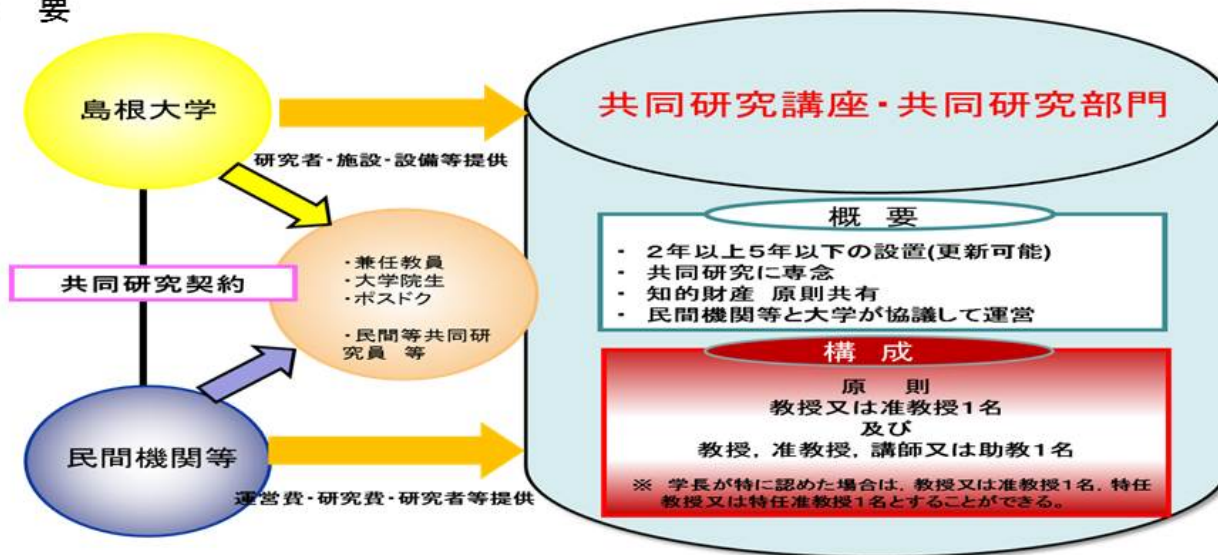
共同研究講座及び共同研究部門とは、本学と民間機関等外部の機関（以下「民間機関等」という。）が共同して行なう研究のため、民間機関等から受け入れる共同研究経費を有効に活用して設置及び運営し、もって当該研究の進展及び充実を図ることを目的とする。



共同研究講座概要等

共同研究講座・共同研究部門について

1 概要



2 各制度の比較

制 度	寄附講座・部門	共 同 研 究	共同研究講座・部門
組 織	あり(本学単独運営)	な し	あり(共同運営)
主 な 活 動	研究(教育)	研 究	研 究
専 任 教 員 等	あ り	な し	あ り
経 費	寄 附 金	共同研究費	共同研究費
資金提供先への成果還元	な し	あ り	あ り



経費の負担内容

民間機関等には、以下の研究経費を負担していただくことになります。

- ・謝金
- ・旅費
- ・民間機関等から受入れた専任教員等の人件費
- ・消耗品費
- ・設備費等



受入の時期

共同研究講座等の申込みがあった都度、随時受入れることができます。



特許の取扱い

共同研究の結果，本学の教員及び民間機関等から受入れた専任教員等が共同して発明を行った場合には，持分等を定めた共同出願契約を締結の上，共同で特許の出願することとなります。

その結果得た特許権は，民間機関等又は民間機関等の指定する者が優先的に実施することを希望した場合，出願したときから原則10年を超えない範囲内において優先的に実施することができます。

